

第138回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和元年6月27日（木）9:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課
長補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林
水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣
官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

石田総務大臣、

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、永島次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、

澤村統計審査官

4 議 事

- （1）公的統計の総合的品质管理を目指して（建議）（案）について
- （2）諮問第129号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- （3）諮問第131号「国勢調査の変更について」
- （4）諮問第132号「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （5）諮問第133号「自動車輸送統計調査の変更について」
- （6）部会の審議状況について
- （7）統計委員会専門委員の発令等について
- （8）平成30年度統計法施行状況について

(9) 毎月勤労統計調査について

(10) 「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(素案)について

5 議事概要

(1) 公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)(案)について

河井点検検証部会長から、資料1に基づき、部会の審議結果(公的統計の総合的品質管理を目指して(第一次再発防止策))について説明が行われた。部会で取りまとめた第一次再発防止策の冒頭に、委員の意見を踏まえ作成した「公的統計の信頼回復に向けた考え方」を加え、「公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)」が決定された。本建議は、西村委員長から石田総務大臣に手交された。

(2) 諮問第129号の答申「商業動態統計調査の変更について」

西郷サービス統計・企業統計部会長から、資料2に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 3(2)のビッグデータを活用した試験調査のような取組は前向きに行っていたきたい。その際、答申に記載されている3つの課題に加えて、データの保存方法、継続可能性を考慮して進めるとよいのではないか。
- ・ 今後に関する提案として、商業動態統計調査を一種の模範として、標本設計についての情報をウェブサイトなどで公表するとよいのではないか。標本の層別の抽出率、層別の母集団・標本の大きさなどの情報が公表されていないことが毎月勤労統計調査などの問題でフォローが難しかった原因の1つでもあると思う。また、母集団の大きさは時とともに変わり、抽出率を固定すれば、標本の大きさ、調査対象数も変わってくる。その都度、申請手続を行うのは大変であることを考えると、考え方をしっかり表示しておくことが重要であり、合理的ではないか。変更申請自体は手続として必要だろうが、情報をきちんと開示していれば、より簡略化できるのではないか。
- ・ 今回、民間事業者の活用範囲を拡大することは、実査を担っている地方公共団体や統計調査員の負担軽減、効率的な調査の実施という観点から適当と考えるが、結果精度等に影響が生じないように、しっかりと作成プロセスを管理して、その情報を提供することが重要である。

また、調査対象範囲の見直し、いわゆる裾切りの導入については、より慎重な検討が必要なため、今回は見送るとの部会の結論は適当と考える。今後の検討に当たっては、答申案においても指摘されているように、内部の検討だけでなく、外部の情報を得るといった観点から学識経験者等の知見も活用しながら、しっかりと検討いただきたい。

母集団名簿の整備も重要な問題である。商業事業所の開業・廃業状況を勘案すると、経済センサス - 活動調査の結果のみでなく、名簿情報の整備方法について検討いただきたい。

POSデータの活用に向けた検討については、活用に要する費用の問題、調査票情報としての統計法上の整理、家電量販店の調査しか利用できず、他の品目への広がりが期待できないなど、解決すべき問題も多い。また、価格だけでなく、数量も非常に重要な情報となる。この課題は非常に差し迫ったものとなっているので、スピード感を持って検討いただきたい。今あるデータをいかに利用するかということにとどまらず、これからどのような形でPOSデータを作っていくのか、それもフリクエンシー（頻度）を高めて、早い段階でデータを公表できるような仕組みに持って行くのかという点についても注力して検討いただきたい。

（３）諮問第131号「国勢調査の変更について」

総務省から、資料３－１、３－２に基づき説明が行われ、総務省統計局から、参考１に基づき、匿名データの作成計画について説明が行われた。審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・オンライン調査の拡大はよいが、データの保存については、紙媒体での保存方法が基本になっており、オンライン調査の拡大に伴った変更がされていない印象を受ける。各調査を所管する府省において、データの保管方法も併せて変更することを検討いただきたい。
- オンライン調査の拡充とそれに伴うデータの管理の在り方については、これから、審査並びに諮問・審議を行う際に１つの論点として、確認していければと考えている。
- 調査票情報の保存は、オンライン調査と紙媒体の調査という異なる調査方法で統計データが構築された背景を受けて、それぞれのデータをうまく連結させて進めていくことが求められる。国勢調査だけの問題ではないので、全体的な場で検討いただきたい。また、オンライン調査と紙媒体による調査を併用する中で、紙媒体の調査がなくなるという状況をどの程度速やかに想定して計画するのかということは、今後の大きな課題となると思う。
- ・「現在の住居における居住期間」及び「５年前の住居の所在地」は、これまで大規模調査年のみの調査事項であったが、前回の簡易調査では、特例的に調査を行った。これにより、15年間の人口の移動が国勢調査で捉えられるようになったことについて、今回の部会で評価いただきたい。基幹統計調査である国勢調査の中で人口移動を完結的に調査できることは、これから先、人口が減っていく中であって、とても重要なことと考えている。一方で、人口移

動は、以前から住民基本台帳に基づく人口移動報告があることから、両者の違いの有無について評価を行った上で、2025年の簡易調査の際に調査を行うか検討いただきたい。

- ・ 来年の国勢調査は、1920年（大正9年）の調査開始から100年目を迎える節目の調査となる。この100年間、国、都道府県、市区町村、そして統計調査員が協働して国勢調査を支えているということは一貫して変わらない。一方で、年々、統計調査を取巻く環境が厳しさを増していることから、幅広い結果利用に必要な精度を確保しつつ、この実査に携わる地方公共団体や統計調査員の方の負担を如何に軽減するかということが、国勢調査を今後も継続して実施する上で、非常に重要となっている。

今回の変更計画では、オンライン調査の実施方法などについて、前回調査の経験も踏まえ、結果精度を確保しつつ、実査負担の軽減を図るための見直しを計画しているが、部会審議においては、その取組が十分なものとなっているか、更なる改善の余地はないか、丁寧に審議いただきたい。

オンライン調査により得られた電子データをどのように保存し、相互に利用可能な形にするという指摘については、公的統計全体に関わる議論なので、統計委員会で検討したい。

国勢調査の中で人口移動を完結的に調査することが重要だという意見は、同感である。問題は、国勢調査の負担軽減ということだが、他に代替できるものがあったとしても、代替可能か検討することが必要なので、真剣に検討いただきたい。人口移動以外についても、国勢調査において、何を調査事項として、何を他で代替するのかということは極めて重要になるので、前広に検討いただきたい。部会審議で与えられた審議内容を審議するのは当然として、統計改革の司令塔としての統計委員会として、ビジョンを見ていくということも重要である。すぐに検討するというわけではないが、そういったことも含めて、統計委員会として、今後考えていきたい。

また、国勢調査の最終的なユーザーは国民である。それと同時に、情報提供者も国民であり、多くの国民にとって、直接、統計調査の報告者となる貴重な機会でもある。その上で、前回の平成27年調査において、全国展開されたオンライン調査や、公的統計に対する国民の理解増進を図る上で、広報は重要な役割を担っていた。最終的な国勢調査のユーザーとして、ベネフィット（便益）を得るのは国民であるということを周知することを含めて、広報が非常に重要になる。それらの広報についても、更なる効果的な取組の余地がないか、併せて審議いただきたい。

（４）諮問第132号「賃金構造基本統計調査の変更について」

総務省から、資料4-1、4-2に基づき説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・日本標準職業分類の職種番号には大分類から中分類までいろいろあると思うが、どのような分類で調査するのか。また、利用者の中には、変更前の統計から継続して利用する者もいると思うが、現行計画の職種と新しい職種番号について、対応表などは作成するのか。
- 職種番号については、中分類を基本にする予定だが、職種によっては、労働者の多寡などが出てくるので、ニーズを見ながら細分化する、あるいは統合する部分もある。また、これまでの職種との対応関係については、しっかりと対応表などを準備して情報提供を進めたいと考えている。
- ・現行計画では、調査対象範囲を常勤労働者が5人以上の事業所としているが、郵送調査の場合、調査対象に接触して調査票を回収することが少ないことから、対象を絞らなくてもよいのではないかと。可能であれば、対象範囲を絞る必要があるのか検討いただきたい。先般の点検検証部会の中で最低賃金に関する基礎調査という一般統計調査の議論をした。当該調査は、賃金構造基本統計調査に似た調査で、小規模な事業所を重点的に調査しており、そのまま最低賃金の審議に使えるということではないと思うが、関係している部分、重複している部分をうまく使う余地があるのではないかと。基幹統計として調査を行っているのであれば、そのような関連する一般統計調査をどう考えるのか、整理した方がよいのではないかと。そういったことも視野に入れて、調査対象を絞ることについてどう考えるのか整理いただきたい。
- 一般統計調査との役割分担としては、賃金構造基本統計調査の調査対象規模以下の部分を中心に、一般統計調査で調査することになっている。そして、他の経済系の統計調査の結果、一般統計調査の結果、賃金構造基本統計調査の結果を総合的に勘案して最低賃金の検討等が進められてきた。また、今回の変更計画では、行政ニーズの変化や他の統計との比較可能性を踏まえ、通勤手当等の調査事項を削除するなど、総合的な対応を図っている。部会長とも相談の上、現状の確認という部分もあるが、一方で、点検検証部会でも確認を行っているので、整合性をとりながら、効率的に進めたい。
- ・統計調査はそれぞれに歴史と特徴を持っており、その特徴を現代において最大限に発揮できるようにするということが、審議の中で一番に優先されるべきことだと思う。その上で、今、御指摘いただいた観点も適宜考慮しながら、賃金構造基本統計調査を質的にも良くし、過去との整合性も考えながら改善するように議論を進めたい。
- ・賃金構造基本統計調査については、外国人労働者の「在留資格」の把握や、喫緊の対応が必要な事項について「過渡的な変更」を行うことを内容とする調査計画案について、必要な計画の修正や、抜本的な見直しに向けた課題などを整理し、本年4月26日に答申を行った。

今回の諮問は、その指摘も踏まえ、来年以降の調査における抜本的な見直しに向けた対応を取りまとめたものであり、賃金構造統計調査改善の「本丸」と位置付けられる。一方で、前回4月答申における指摘事項の一部は、継続的に取組中ということであり、今回の変更計画も、実施の段階で、更なる見直しや充実を図っていく必要もあると思われる。その意味で、今回の諮問は「終着点」ではなく、「折り返し点」と位置付け、今後しっかりと審議を進めていきたい。厚生労働省においては、今回の諮問審議を踏まえ、より適切な調査計画、調査の実施となるよう、引き続き、調査の見直し・改善に向けた検討・取組を、しっかりと進めていただきたい。

また、今回の変更計画については、部会審議において、様々な課題に対して、十分な対応となっているか、また、更なる改善の余地はないか、丁寧な審議をお願いしたい。あまり統計技術的ということに自己規制せず、前広な形で審議いただきたい。

(5) 諮問第133号「自動車輸送統計調査の変更について」

総務省から、資料5-1、5-2に基づき説明が行われ、審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・2点検討いただきたいことがある。1つは、もっと行政記録情報の活用をできないかということである。計画を見ると車検データを使っているようだが、車検データで利用可能な情報は、現在使われているもの以外にもあるのではないか。そういった情報を調査に生かす、あるいはプレプリントに使って報告者の負担を軽減するといった可能性について検討いただきたい。もう1つは、推計方法が大きく変わることで断層ができないか、よく検討していただきたい。
- ・自動車輸送統計調査の変更については、第Ⅲ期基本計画の課題に対応した計画の変更であり、課題に沿った対応となっているか、部会で審議をお願いする。特に、報告者の選定についての変更は、結果精度にも影響を及ぼす変更になることから、慎重な審議をお願いする。

(6) 部会の審議状況について

《サービス統計・企業統計部会》

西郷サービス統計・企業統計部会長から、資料6-1に基づき、港湾調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・港湾調査については、結果公表の大幅な遅延が課題となっているが、今回の部会審議の中で、本調査は他の調査と異なり、報告者を特定することに時間と労

力を要するという根本的な問題があることが判明している。それを含めて、調査の実施状況や利活用ニーズ等を確認した上で、一定の改善の方向性が整理されたと理解しており、その点は評価できるのではないかと。

また、調査票情報の国土交通省での一括した保存については、調査プロセスの透明性や再現性、更には調査票情報の二次的利用の観点から、重要な問題であるので、速やかな対応をお願いしたい。

今後は、答申（案）を取りまとめに向け、引き続き、よろしくお願いしたい。

《国民経済計算体系的整備部会》

宮川国民経済計算体系的整備部会長から、資料6-2に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・「国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」については、次回の基準改定の機会を捉えて実装することを目標に作業を進めていくとのこと。SNAの改善に向けて内閣府以外の関係府省が積極的に貢献するという、非常に良い形で検討が進められており、今後も内閣府や関係府省が協力して着実に作業を進めていただきたい。

「生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の検討状況」については、宮川部会長から、工程表を一層具体化するよう要望されたことを踏まえ、内閣府は速やかに対応するようお願いしたい。内閣府が精度の確保・向上を図ろうとすることは当然であるが、同時に、課題の解決に向けて一定の期間内に一定の結論を得ることも重要である。一層具体的な工程表に基づき、部会に所属する委員の知見を生かしながらしっかりと作業を進めていただきたい。その際、公表に耐える精度がどの程度かを見極めることは難しい課題だが、部会所属委員の御協力をよろしくお願いしたい。

「QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応」については、次回の基準改定の機会を捉えて実装することを目標に作業を進めていくとのこと。基準改定の際は、多くの作業が並行して進められるので、本件に関しても計画的に作業を進めていただきたい。

「法人企業統計調査の欠測値補完等」については、2018年度末までに結論を得ることは難しく、引き続き検討を続けるとのこと。欠測値補完の問題は唯一の正解があるような課題ではなく、どちらの手法がよりもっともらしいか、という検証を積み重ねていく必要がある。このため、検討に時間を要すること自体は理解できるが、どこかの時点では一定の結論を出さなければいけない。部会では、そうした点にも配慮しつつ、しっかりとした審議を進めていただくようお願いしたい。

「国際収支統計について」は、不適切な断層を取り除いて経済の実態をより適

切に映し出す、あるいは、利用者からの要望が強かった内訳計数を新たに公表する、といった技術的な見直しを行うとのこと。これらは高く評価されるべき取組であり、実装に向けて準備を進めていただきたい。

(7) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料7-1、7-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき委員、専門委員の指名がなされた。

(8) 平成30年度統計法施行状況について

総務省から、資料8をもって平成30年度の統計法施行状況報告を受けたものとし、審議は企画部会に付託されることとなった。また、統計技術評価に資する事項については、評価分科会で受理されることとなった。

(9) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から、資料9に基づき、2004年から2011年までの遡及推計に係る検討結果について報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・新産業分類について、毎月勤労統計調査と事業所・企業統計調査を使った案分割合を比較すると、事業所・企業統計調査の方が、事業所数が多いため、より精緻に案分されている。

情報通信業や学術研究・専門・技術サービス業では、両者の案分割合は比較的近いので、どちらを使っても差し支えないような印象を受ける。一方で、東京都の30~99人の繊維工業をみると、毎月勤労統計調査の事業所数は少なく、事業所・企業統計調査の調査票情報を利用した方がより精緻に案分されている。業種によっては、精度に違いがあるので、残りの道府県の案分に際しても、その適切性について検討いただきたい。

→事業所数としては、事業所・企業統計調査を使った方が安定的に集計できるが、毎月勤労統計のデータを使った方が最新の情報が反映されるという面もある。

2つの結果の中間値を使うとか両方をうまく使い分けていくしかないではないか。極端な数値になっているところについて、どう評価するかは一番悩ましいところ。

→これは、正解がない問題である。今回の結果はそうであっても、違う年度の場合は違う結果が出るわけであり、その時点で考えていくことになるのだろう。

- ・厚生労働省には、平成16年（2004年）から平成23年（2011年）の遡及推計に向け、3ページに記載されている課題について、分析結果を示してもらった。

①の平成19年1月の新旧対象事業所のギャップ修正については、8ページに記載の5つのケースに分けた推計方法のうち、(3)の「平成19年1月の調査対

象事業所の入替え時に東京都の抽出率の逆数が1の場合」では、標本交代後も調査対象事業所であったもののうち、平成18年12月にも調査対象事業所であった東京都の事業所を旧対象事業所に該当するとみなすことで、旧対象事業所ベースの推計ができることが分かった。さらに、東京都が旧集計結果（地方調査）を公表している場合には、3つめのケースを推計する際に、2つめのケースの推計方法も一緒に利用すれば、更に推計誤差を縮小できるとの結果が得られた。なお、（4）のこれまで報告のあった3つのケース以外で、個々の産業を積み上げた産業及び積み上げ産業を構成する単位産業の公表値又は推計値が存在する場合は、差分から導き出す情報が不足しているため、この方法を利用できる産業がないことが分かった。このため、これまで検討した3つの推計方法が使えない場合は、何らかの推計方法を考える必要があり、引き続きの検討課題である。

②の「平成21年の新産業分類の変更に対応した抽出率の推計」に関する問題については、毎月勤労統計調査の調査票情報を用いる推計方法と、新旧の産業分類が事業所ベースで紐付けられている平成18年事業所・企業統計調査の調査票情報を用いる推計方法の2つの推計方法を検討した結果の一部が示された。事業所・企業統計調査の結果は、調査票情報入手して日が浅いとのことなので、次回の委員会で残りの結果の報告をされたい。

③の「雇用保険データによる労働者数の補正率の逆算」については、前回、平成29年7月のデータを用いた試算結果において、秘匿区分などを除いて良い結果が得られる見込みであることが確認済みであり、今回、秘匿データがシステム内部に存在することが確認され、当該秘匿データを確認した結果、秘匿部分も含め網羅的に問題が解決できる見通しが立った。

今回も、更に検討が前進した。厚生労働省の頑張りに敬意を表したい。次回以降も残された課題について報告いただき、実際の平成16年（2004年）から平成23年（2011年）の遡及推計に向けて、精力的に取り組まされたい。

本日建議した再発防止策などを踏まえた厚生労働省の対策など、本年3月に統計委員会から厚生労働省に対して要請した情報提供のうち、報告されていない厚生労働省としての対策及び本年6月から行うこととされている東京都での大規模事業所の全数調査の実施状況、全数調査移行の影響分析なども、計画的に取りまとめ、しかるべき時期に統計委員会に報告されたい。

(10) 「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）について

西村委員長から、資料10に基づき、「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）の説明が行われ、7月の統計委員会において本建議を取りまとめることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・ リソースに関して、司令塔としての統計委員会がきちんと方針を示し、その方針どおり各府省が動いているかどうかのフォローアップ、そして、それが実効あるものかを更にフォローアップしていくことが、政府統計全体のガバナンスを効果あるものとする統計委員会としての重要な責務であり、それを明確にする、この建議は極めて重要である。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>